令和２年５月２２日

保護者　各位

宇治市福祉こども部長　　星川　修

緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について

日頃から、本市保育行政にご理解ご協力を賜りありがとうございます。

本市の保育所等の利用につきましては、５月３１日（日）までの間、利用自粛について要請しているところでございます。この間、保育所等の利用自粛の要請にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、京都府内において新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、**６月１日（月）以降におきましても、仕事をお休みになったり、ご家庭で過ごすことが可能な場合は、当面ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。**

なお、保育所等を利用される場合には、保育時間の短縮にご協力をお願いするとともに、お子様の健康状態の把握に努めていただき、体調不良の際には利用を控えていただきますようお願いいたします。

また、各保育施設においては、感染症対策ガイドライン等に基づき、手洗いや消毒等の対策など、感染予防に努めているところでありますが、各ご家庭におかれましても、手洗い、うがい、咳エチケットなど、感染拡大防止につながる行動に、引き続きご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

・感染予防対策に努め保育を実施しておりますが、保育という業務の性質上、「密」の状況が発生することについて、ご理解をお願いいたします。
・各保育施設の行事について例年どおりの実施が困難な場合、中止や規模の縮小等を検討し、安全に配慮した行事開催に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

〇保育料・給食費について

・５月３１日（日）までの間、保育所等の利用を自粛された場合の保育料・給食費については、日割り計算にて減額いたします。「宇治市保育所等保育料・給食費減免（助成）申請書」にご記入のうえ、６月１７日（水）までにお通いの保育所等に提出してください。

※６月１日（月）以降分については、日割り計算による減額はいたしません。

・詳しくは宇治市ホームページをご覧ください。

宇治市福祉こども部保育支援課
電話 0774-20-8732